

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第142号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第7条の3第1号中「額面金額」の右に「(社債、株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる京都市公債にあっては、振替口座簿に記載され、又は記録された金額)」を加える。

第61条中「区役所」の右に「、区役所支所」を加える。

第62条第1項中「の長」の右に「(担当局長を含む。以下同じ。)」を加え、「理財局財務部調度課」を「行財政局財政部契約課」に、「理財局長」を「行財政局財政担当局長(以下「財政担当局長」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

第64条中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(理財局財務部調度課)